

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：岡山県
農業委員会名：美作市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,480	587				3,067
経営耕地面積	1,655	238	141	57	1	1,893
遊休農地面積	55.2	33.1	33.1			88.3
農地台帳面積	3,051.8	1,169.3	1169.3			4,221.1

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,305
自給的農家数	1,337
販売農家数	1,968
主業農家数	129
準主業農家数	264
副業的農家数	1,575

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,430
女性	1,141
40代以下	84

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	92
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	8
農業参入法人	13
集落営農経営	15
特定農業団体	-
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 3年 3月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	-	8
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	1
40代以下	-	0
中立委員	-	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	26	26	6

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,067ha	446ha	14.54%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の減少・高齢化等により、担い手の確保が困難となっている。 ・農地中間管理事業等を利用し、農地の利用集積を図る必要がある。 		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
450ha	459ha	5ha	102.00%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・更新されなかった農地について農地中間管理事業を推進するなど、農地の出し手の掘り起しを行う。 ・円滑な権利移動ができるよう、利用権設定の制度等の周知を図る。 ・農業振興課、岡山県農地中間管理機構等の関係機関と連携し面的集積の推進を図る。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県農地中間管理機構の農地集積専門員が美作市に駐在されたことにより、農地中間管理事業の相談業務の充実が図られ、事業の運用も円滑に行われた。 ・農業経営基盤促進法による利用権設定の更新時において、農地中間管理事業への移行調整により、事業推進と担い手自身の手続きの簡素化が図られた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	<p>全体の集積実績として、目標を達成できた。</p> <p>関係機関との連携によって、農地集積の効率化が図れている。引き続き、事業及び制度等の周知を図る必要がある。</p>
活動に対する評価	<p>権利設定において、農地中間管理事業を活用することは、担い手農家にとって事務手続きの軽減等が図られ、効果的であることから、引き続き、関係機関との連携により権利設定の移行調整を行う。</p>

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	11経営体	12経営体	7経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.7ha	4.9ha	4.0ha
課題	新規就農者及び参入法人が希望する作物、規模の調整相談に対し、関係機関との連携及び情報の共有化が課題である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
10経営体	4経営体	40%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
3ha	1.1ha	37%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興課及び企画情報課と連携し、農業参入のしやすい環境づくり、移住・定住フェア等の情報を共有する。 新規参入希望者への農地の斡旋・調整、就農後のフォローアップに努める。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 移住・定住フェア等のイベントが新型コロナウイルスの影響もあって中止、縮小にあり、移住希望の新規就農者に対してのアプローチが行えなかった。 新規就農者に対する農地集積への取り組みに関しては、就農担当との連携が図られており、継続的なサポート体制が整っている。(通年)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入者数、参入面積とも近年の参入実績を参考に目標を定めているが、新型コロナウイルスの影響により、社会的な行動抑制のため目標値を達成できなかった。
活動に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興課及び企画情報課等との連携は継続できている。新型コロナウイルスの影響により、対応者は少数であったが、移住希望の新規就農者は、希望する農業及び生活を重要視しており、そのための支援は、移住前後で関わるのが効果的であることから、引き続き、農地等の斡旋、集積支援に取り組んでいく。 稲作以外での新規就農者が増加傾向にあり、作目に応じた農地の集積支援は重要であることから、引き続き、就農者及び関係機関との調整を図ることとする。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 3,155.3ha	遊休農地面積(B) 88.3ha	割合(B/A×100) 2.80%
課 題	・近年、相続未登記及び不在地主の発生が多く、遊休農地の所有者が確知できない農地があり指導ができていない。 ・高齢化による遊休農地増加が懸念され、担い手へ集積する取組が必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
3.0ha	3.2ha	106.66%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	調査方法	41人	4月～10月	9月～3月
		1. 農地利用最適化推進委員が中心となり担当区域を道路からの目視による巡回調査を一齐に実施。 2. 調査区域を15地区に区切り、農業委員及び農地利用最適化推進委員、職員からなる班を編成し、重点調査を実施。 3. 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地、農地中間管理権設定農地を調査。			
	農地の利用意向調査	調査実施時期:9月～12月			
	その他の活動	常時パトロールを実施			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		41人	4月～3月	9月～3月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	9月～12月	調査結果取りまとめ時期	9月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 1,244筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 86.3ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha		
	その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消実績として、目標を達成できた。 遊休農地の解消面積について、年度間の解消面積の推移が平準化されておらず、目標値の設定が難しいため、過度な数値設定に気を付ける。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員の任命により、現場活動における役割分担が図られ、担当地区内において通年で農地パトロールを実施することができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,067ha	0ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農地制度の認知不足からの未届や許可後、転用計画が完了していない案件が見受けられる。 ・遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が山間部で発生する恐れがあり、重点的な監視活動が必要。 	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者への是正指導 ・パトロールによる違反転用の早期発見 ・広報紙、ホームページ等による啓発活動
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・違反者への是正指導を行い、正規手続きによる農地転用に取り組んだ。(通年) ・パトロールにより違反転用の発生防止及び転用の許可前事業着手への指導等が行われている。(通年)
活動に対する評価	常に農地パトロール等の監視活動が必要、啓発活動については継続的な推進を図る必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 91件、うち許可 91件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査及び申請者等に事実関係の確認を行っている。			
	是正措置	代理申請の場合、代理者に事実確認を実施。			
総会等での審議	実施状況	事務局が許可要件の確認結果を説明し、原則、地区担当の農業委員が事実確認をした状況を報告。他の委員から意見を聴取して審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	91件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を公表			
	是正措置	ホームページでも閲覧可能とした。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 58件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査及び申請者等に事実関係の確認を行っている。			
	是正措置	代理申請の場合、代理者に事実確認を実施。			
総会等での審議	実施状況	事務局が許可要件の確認結果を説明し、原則、地区担当の農業委員が事実確認をした状況を報告。他の委員から意見を聴取して審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を公表			
	是正措置	ホームページでも閲覧可能とした。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 33日	処理期間(平均)	33日
	是正措置	農地法改正により30a未満の転用案件については処理期間が短縮された。			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		6 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		5 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		1 法人
	提出しなかった理由	制度の認識不足	
	対応方針	定期的に催告	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを催告した農地所有適格法人数		1 法人
	対応状況	従前より休業中であり、解散に向けて農地の権利移転を催告	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 134件	公表時期 令和3年 2月
		情報の提供方法: 広報紙・ホームページに掲載、窓口配布用資料を設置	
	是正措置	ホームページのレイアウト変更	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,086件	取りまとめ時期 令和3年 3月
		情報の提供方法: 農地の権利移動・借賃等調査(令和2年分)により公表	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	4,221.1ha
		データ更新: 農地法の許可・届出、基盤強化法による公告、農地利用状況調査・農地利用意向調査の状況等について随時更新	
		公表: 農地情報公開システムにより公表	
	是正措置	所有者不明の権利調査により判明した情報に更新	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉 畑作中心農家から畑地の荒廃防止、景観維持も兼ねて営農しているが、田と比較して補助制度が乏しい。若手農業者が意欲的に営農できる施策はないか。</p> <p>〈対処内容〉 様々な会合で話題提供を行い、市全体的な機運の高まりへつなげたい。</p>
<p>農地法等によりその権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉</p> <p>〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	
-----------------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している その他の方法で公表している

--